

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和2年度第2回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和2年7月6日(月) 午後2時～午後2時42分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：佐々木会長、森本副会長、加園(和)委員、加園(多)委員、 中村委員、乃一委員、福澤委員、森林委員 欠 席 者：原田委員、比留間委員 事 務 局：文書法制課長、文書法制課係長(法務係)、文書法制課主任 (法務係) 実施機関：子ども青少年課長、子ども青少年課係長(手当・青少年係) 子 ども青少年課主任(手当・青少年係)
報 告 事 項	(1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について (5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について (6) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (7) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (8) その他
議 題	(1) ひとり親世帯臨時特別給付金支給事務における保有個人情報の目的外 利用について (2) その他
結 論 (決定した方針、残さ れた問題点、保留事項 等を記載する。)	(1) 可とする。 (2) 議題なし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則と して発言順に記載し、 同一内容は一つにまと める。)  (○=委員、 ●=事務局等)	○ それでは、ただ今から、令和2年度第2回武蔵村山市個人情報保護 審議会を開催いたします。 今日は、御多用の中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます ございます。 本審議会の会議につきましては、「武蔵村山市個人情報保護審議会 の会議の公開に関する運営要領」第2条の規定に基づき、「公開」を 原則として審議を進めております。 本日の会議につきましては、会議開会前に登坂文書法制課長と協議 を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断いたしましたの で、公開により開催いたします。 なお、原田委員、比留間委員の2名におかれましては、欠席の御連 絡をいただいておりますのでお知らせいたします。 それでは、お手元に配布させていただきました会議次第により、進 行させていただきます。 なお、通常であれば、報告事項の次に、議題に入ることになります が、会議前に事務局より、本日は議題に係る案件の付議依頼部署の都 合により、先に議題に入りたいとの申出があり、会長として許可いた しましたので、御報告します。 それでは、先に議題に入ります。

議題

(1) ひとり親世帯臨時特別給付金支給事務における保有個人情報の目的外利用について

○ 議題(1)「ひとり親世帯臨時特別給付金支給事務における保有個人情報の目的外利用について」を議題とし、事務局に説明を求めます。

● それでは、会議次第の10ページを諮問書と併せて御覧ください。  
「ひとり親世帯臨時特別給付金支給事務における保有個人情報の目的外利用について」、御説明いたします。

これは、児童扶養手当受給者に対して臨時特別給付金を支給することを目的として、子ども家庭部子ども青少年課が、同課が児童扶養手当支給事務のために保有する個人情報を目的外利用するものでございます。

目的外利用により業務を行う理由といたしましては、給付金の支給対象者の一部が、令和2年6月分の児童扶養手当の受給者であることから、支給対象者を迅速かつ正確に把握するためとしており、当該事務を円滑かつ効率的に執行することが期待できるものと考えているところでございます。

この保有個人情報の目的外利用の適否及び本人への通知の省略について、今回、諮問させていただくものでございます。

詳細につきましては、子ども青少年課から御説明させていただきます。

● それでは、ひとり親世帯臨時特別給付金について御説明いたします。

資料1を御参照ください。

はじめに「1経緯」でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯について、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身共に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するために、臨時特別給付金を速やかに支給するものでございます。

次に、「2保有個人情報の目的外利用を行う理由」でございますが、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給対象者の一部は、令和2年6月分の児童扶養手当受給者であることから、子ども青少年課が児童扶養手当支給事務のために保有する個人情報のうち「氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、電話番号、整理番号、扶養人数、公的扶助、金融機関口座、障害、支給・決定内容」を目的外利用することにより、支給対象者を迅速かつ正確に把握し、本給付金を速やかに支給対象者へ支給するためでございます。

次に、ひとり親世帯臨時特別給付金の概要について御説明いたします。

「3概要」を御覧ください。名称は、ひとり親世帯臨時特別給付金でございます。給付金を支給する実施主体は、都道府県、市、特別区及び福祉事務所設置町村となります。

対象者につきましては、基本給付の対象者と追加給付の対象者が異なっております。まず、基本給付ですが、3通りの支給対象者がございます。

① 令和2年6月分の児童扶養手当受給者でございます。

② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当を受けていない者でございます。これは、児童扶養手当の制度として、遺族年金や障害年金等の公的年金を受給している場合であって、受給する

年金の月額が児童扶養手当の月額の受給額を超えたときには、児童扶養手当は支給されませんが、本給付金はこのような方でも、所得が児童扶養手当の所得制限範囲内であれば対象としています。

③ 申請時点において児童扶養手当の受給要件を満たす者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込額について児童扶養手当支給制限範囲内となる者でございます。児童扶養手当の受給要件を満たす者とは、離婚や死別等でひとり親になったものを指します。また、急変後1年間の収入見込みについてですが、令和2年2月以降の任意のひと月の収入を1.2倍し、その収入見込みが児童扶養手当所得制限範囲内となれば本給付金を受給できるものとなります。

次に追加給付でございます。これは、支給対象者の①又は②に該当する者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変していると申出があった者について支給するものでございます。

支給額ですが、基本給付につきましては、1世帯5万円に加えて監護する児童が2名以上いる場合、2子目以降につきまして1人につき3万円を加算して支給いたします。

追加給付につきましては、1世帯5万円を支給いたします。

支給の方法でございますが、支給対象者の①に該当する者につきましては、市が支給対象者に支給の通知を行った上で児童扶養手当の振込先と同じ口座に振り込みます。

支給対象者のうち②、③及び追加給付につきましては、支給対象者が市に対して申請を行い、市で審査を実施した上で支給対象者が指定した口座へ振り込みます。

また、支給の時期については、支給対象者のうち①に該当する者につきましては、8月下旬に支給いたします。その他の支給対象者につきましては、申請のあった翌月に支給いたします。

申請期間につきましては、令和2年8月3日（月曜日）から開始し、令和3年3月1日（月曜日）までを予定しています。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

#### 【主な意見等】

- 追加給付について、家計が急変という条件がありますが、この判断はどのように行われるのでしょうか。また、早急な支給が望まれると考えられますが、支給の時期は、児童扶養手当と同時なのでしょうか。それとも独自に支給するのでしょうか。
- 家計が急変したことの確認につきましては、申請をしていただく際に、家計が急変したという欄にチェックをすることで判定します。スケジュールにつきましては、基本給付①とそれ以外とで異なり、基本給付①については、対象者及び振込先を市が把握していることから、システム改修等の準備が整い次第、8月下旬には支給をする予定です。それ以外につきましては、申出が必要なため、周知を適切に行った上で、申請があり次第支給を行う予定です。
- 追加給付について、監護児童が2人以上の場合でも変わらず5万円ということではよろしいでしょうか。
- お見込みのとおりです。
- 対象者②及び③に対しても、事前に通知を行ってから支給するのでしょうか。
- 対象者①及び②の一部につきましては、把握ができていますことか

ら、通知を行いますが、手当の認定を受けていない対象者につきましては、把握ができていないことから、個別に通知を行うことができない状況です。

- できる限り早めの支給をお願いしたいです。また、把握していない対象者についても、できる限り支給ができるように配慮いただきたいと思います。

#### 【審議結果】

- 議題(1)について、保有個人情報の目的外利用及び当該目的外利用をする際の本人への事前通知の省略を可とする。

#### 議題

##### (2) その他

- 議題(2)「その他」を議題とし、事務局に説明を求めます。
- 事務局からは、特にありません。

#### 報告事項

- (1) 個人情報を取り扱う業務の状況について
- (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について
- (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について
- (4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について
- (5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について
- (6) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について
- (7) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について

- それでは、報告事項に移りますが、御異議がなければ、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」から報告事項(7)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」までを一括での報告とさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

- 異議なし。

- それでは、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」から報告事項(7)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」までを一括で、事務局に報告を求めます。

- それでは、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」から報告事項(7)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」まで、一括して御報告申し上げます。

まず、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」ですが、会議次第の1ページから2ページまでを御覧ください。こちらの表は、令和2年5月31日現在で市長に届出がなされている個人情報取扱業務につきまして、部署ごとの件数をまとめたものでございます。

この件数は、報告事項(2)から(4)までで報告させていただきます個人情報を取り扱う業務の開始・変更・廃止の届出を反映した件数となっております。

2ページの下合計欄を御覧ください。令和2年5月31日現在の各実施機関における個人情報取扱業務の件数でございますが、市長から議長までの実施機関の合計で、633件となっております。

次に、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」、報告いたします。

会議次第の3ページ及び報告資料の3ページを御覧ください。条例

第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の開始に係る届出がなされた件数は、24件です。詳細につきましては、報告資料の3ページから13ページまでに記載されたとおりでございます。なお、保有開始年月日が、令和元年度以前のものにつきましては、主管課からの届出が遅れたため、今回御報告させていただくものでございます。

次に、報告事項(3)「個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について」、報告いたします。

会議次第の4ページ及び報告資料の17ページを御覧ください。条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の変更に係る届出がなされた件数は156件です。届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の17ページから134ページまでに記載されたとおりです。なお、変更年月日が令和元年度以前のものにつきましては、主管課からの届出が遅れたため、今回御報告させていただくものでございます。

次に、報告事項(4)「個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について」、報告いたします。会議次第の5ページ及び報告資料の137ページを御覧ください。条例第6条第2項の規定に基づき、届出がなされた業務の件数は19件でございます。詳細につきましては、報告資料137ページから146ページまでに記載されたとおりです。なお、廃止年月日が令和元年度以前のものにつきましては、主管課からの届出が遅れたため、今回御報告させていただくものでございます。

次に、報告事項(5)「保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について」、報告いたします。会議次第の6ページ及び報告資料の149ページを御覧ください。条例第6条第3項の規定に基づき届出がなされた業務件数は、551件でございます。これは、令和元年度において利用された個人情報について、業務ごとにまとめたものでございます。詳細につきましては、報告資料の149ページから192ページまでに記載されたとおりです。

次に、報告事項(6)「保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について」、報告いたします。会議次第の7ページ及び報告資料の195ページを御覧ください。条例第8条第4項の規定に基づき届出がなされた件数は、59件でございます。詳細につきましては、報告資料の195ページから216ページまでのとおりでございます。

次に、報告事項(7)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」報告いたします。会議次第の8ページ及び報告資料の219ページを御覧ください。条例第8条第4項の規定に基づく届出がなされた件数は、97件でございます。詳細につきましては、報告資料219ページから251ページまでのとおりでございます。

以上で、報告を終わります。

#### 【主な意見等】

- 届出が遅れているものがございます。庁内各課に対して、毎年1回届出を促しているところですが、今後も引き続き漏れがないよう努めていきたいと考えています。
- 215ページ57から59の「ICT 機器等の貸出に関する業務」について、業務の内容は同じなのに、利用元が3事務ある点の説明を求めます。
- 学校が、休校期間中にリモートで授業を行うに際して、リモート環

境がない家庭に対して、ICT 機器を貸し出すという事業でして、その対象を探すためのものがございます。詳細につきましては、会議録を送る際に資料を併せて送付いたします。

- おそらく就学援助費等の公的扶助がある家庭ということかと思えます。本人事前同意があるので、本人から申請があった場合ということでしょうか。
- 事前に教育委員会で申請を受けて貸し出す形式です。その際に、目的外利用について同意を得ているものがございます。
- 何年か委員を続けさせていただいていますが、届出が遅れているものがなくなる状況がありますので、きちんとしていただきたいと思います。ただ、臨時給付金について他市に先駆けて支給する等、努力していただいている部分も見受けられます。そこは評価したいと思います。
- 御指摘のありました届出が遅れている点につきましては、届出をきちんとするように働きかけをしていきますので、御理解ください。
- 今後、コロナ関係で新たな給付金等が審議会に諮られる予定はありますか。
- 市の独自の施策として、国の定めた期限以降に生まれた子どもを対象に給付金を支給する等の事業を行っていますが、目的外利用により実現する事業の情報は把握しておりません。
- 色々な災害が起こっているなかで、武蔵村山市でも災害や行方不明等に係る目的外利用等の記録が資料に載っていました。これらについては、一生懸命やっていたと必要がある部分だと思います。
- 速やかに事務処理を進めていただくために、お役に立てることがあれば、審議会として協力していきたいと思えます。

#### 報告事項

##### (8) その他

- 続きまして、報告事項(8)「その他」について、事務局に報告を求めます。
- 特に報告事項はございません。
  
- 以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。  
これで、令和2年度第2回武蔵村山市個人情報保護審議会を終了します。

以上

